

平成30年度第6回  
多摩市国民健康保険運営協議会

平成31年1月17日(木) 午後1時30分  
多摩市役所第二庁舎会議室

1. 開催日 平成31年1月17日(木)

2. 会場 多摩市役所第二庁舎会議室

3. 出席者

被保険者  
代表委員 大井幸夫、小島 功、津布久光男、菱田達雄

保険医薬剤師  
代表委員 山田政人

公益代表委員 若林佳史、下井直毅、窪山 泉

被用者保険  
代表委員 常世田薫、川又久義

事務局 保健医療政策担当部長 伊藤重夫  
保険年金課長 松下恵二  
保険税担当 伊野 勲  
保険税担当 赤壁聡子  
国保担当 原島智子  
国保担当 坂本全史

午後 1 時 3 0 分 開会

○下井会長 時間になりましたので、第 6 回の多摩市国民健康保険運営協議会を開催したいと思います。

それでは、開会に先立ちまして、会議を傍聴される方はいらっしゃいますか。

○坂本国保担当 本日はおりません。

○下井会長 ありがとうございます。出欠状況報告について、事務局、お願いいたします。

○坂本国保担当 欠席が、浅井委員、小林委員、橋本委員です。佐々部委員は遅れるという事で連絡が入っております。

以上です。

○下井会長 どうもありがとうございます。

今回の協議会の議事録署名委員ですけれども、窪山委員と常世田委員、お願いいたします。

それでは、配付資料の確認をしたいと思います。事務局、よろしくお願いいたします。

○坂本国保担当 では、配付資料の確認をさせていただきます。事前にお送りしてある資料です。

まず、資料 2、平成 3 0 年多摩市議会第 4 回定例会について、A 4 の両面 1 枚です。資料 3 - ①、平成 3 0 年度の特別会計予算（歳入）、A 4 の片面 1 枚と、資料 3 - ②が歳出、A 4 の片面 1 枚です。資料 4、平成 3 1 年度の納付金、標準保険料率の算定結果、これが A 4 のホチキスどめになります。資料 5 が、モデルケースによる保険税の比較、確定係数によるものです。A 3 の 1 枚、二つ折りにしております。本日、机上に配付したものが次第、そして資料 1、第 5 回の運営協議会の議事要旨です。これはホチキスどめされていません。資料 4 補足としまして、医療分の 1 人当たり保険料額及び標準保険料率の仮算定と比較して減少した理由、A 4 の 1 枚です。資料 5 の訂正版です。モデルケースによる保険料の比較です。A 3 の縦の 1 枚で折っております。資料 6、所得階層別多摩市国民健康保険税概算額一覧になります。A 4 の両面 1 枚です。資料 7、保険税率の見直しの概要、これは A 3 の横 1 枚、折っております。資料 8 が国保財政運営基金の活用につきまして、A 4 の 1 枚です。最後に、答申書案、A 4 の両面 1 枚が配られております。

以上です。

○下井会長 どうもありがとうございます。お手元に資料ない方、いらっしゃいますでしょうか。

それでは、本日の予定について、事務局、お願いいたします。

○松下保険年金課長 本日につきましては、保険税率の見直しについて引き続きご審議をいただきまして、答申書案につきましても一定の取りまとめをお願いできればと考えております。

以上です。

○下井会長 どうもありがとうございます。それでは、協議会次第にありますように、まず報告事項のほうから、①、②とありますけれども、報告事項①、事務局お願いいたします。

○松下保険年金課長 平成30年多摩市議会第4回定例会について、ご報告させていただきます。

まず、日程でございますが、平成30年12月3日月曜日から12月21日金曜日まで19日間、開会されております。

国民健康保険に関する一般質問といたしましては、日本共産党の橋本由美子議員より、市民の健康を考えるがん検診・予防接種・国民健康保険ということで質問をいただいております。

また、平成30年度補正予算につきまして、一般会計補正予算（第4号、第5号）、それから国民健康保険特別会計補正予算（第2号、第3号）、いずれも全議員賛成で承認をいただいております。補正予算につきましては、また後ほどご説明させていただきます。

裏面をご覧いただきたいと思います。こちらが、橋本由美子議員の一般質問に関する部分でございます。質問内容につきましては、第2期国保運営指針では医療費の適正給付などとともに保険税を毎年見直し、改定率は4%を基本とする。今後15年間をめどに、法定外繰り入れをなくすことが示されている。国保の方向性では、まさしく市民に「酷税」を課すことになる。そのことについての市の考えを伺う。また、均等割は子供など家族の多い家庭には大きな負担になる。減額などの対策をとる必要があるのではないかというご質問をいただいております。

市長答弁につきましては、以下に示しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

第4回定例会につきましては以上です。

○下井会長 ありがとうございます。これに関してご質問等ございますでしょうか。資料2になります。

続きまして、②の平成30年度国民健康保険特別会計12月補正予算で、これは資料3の①と②になるかと思えますけれども、この12月補正予算についてということでお願いいたします。

○坂本国保担当 報告事項②になります、平成30年度特別会計12月補正予算につきまして、ご説明させていただきます。

使います資料は、A4の横になります資料3-①の特別会計予算一覧表、①が歳入です。資料3-②が歳出になります。

今回の補正予算の概要につきましては、前年度からの繰越金を計上しまして、国や支払基金から受けた交付金の精算に充てるためのものを中心に、4億7,413万円増額しまして、総額162億6,490万8,000円としているものでございます。

では、各資料のご説明をさせていただきます。資料3-①が歳入のほうです。金額は1,000円単位になっております。内容につきましては、上の半分の大きい表の左側から順番に見てください。見出しで12月補正のところ、縦の欄を下に見ていただきますと、まず、27万円と数字があります。これは都支出金になります。これは国保制度改正に伴うシステム改修経費に対する交付金が交付されるということで計上しております。

次に、右半分、11款の繰入金にマイナス246万4,000円計上しております。こちらは毎年度、同じ時期に計上しています職員人件費の補正分になります。

そしてその下へ行きますと、12款に繰越金4億7,633万1,000円計上しております。後ほどご説明いたします歳出におきまして、財政運営基金への積立金と支払基金への返還金、それと国や東京都への返還金を計上するための財源として、前年度から繰り越しをした金額をここに計上しております。

歳入のほうは以上になります。

続きまして、歳出、資料3-②です。こちらも表の左から見ていきますと、12月補正のところ、第1款の総務費ですが、職員人件費マイナス246万4,000円です。こちら、国保事務経費は27万円で、歳入でも説明しました制度改正の改修経費になります。

次に、表の右側の第6款の基金積立金になります。3億1,374万8,000円計上しております。内訳は、社会保険診療報酬支払基金への精算分1億1,974万8,000円と、保険者努力分でいただいた1億9,400万円、こちらを計上しております。

次に、第8款の諸支出金につきましては、1億6,108万3,000円計上しております。これは、国庫支出金の精算分になります。

最後に、一番下の10款予備費、150万円計上しております。こちらは、都の支出金への精算見込み分になります。

歳出につきましては以上になります。

これで説明を終わります。

○下井会長 どうもありがとうございます。12月補正予算について、ご質問等ございますでしょうか。

お願いします。

○小島委員 まず、歳入のところ、すごく基本的なことを聞きますけど、これは国民保険税だけの一覧表ですよ。

○坂本国保担当 これは会計全体です。

税の分と、国からもらえる分とか都からもらえる分、全部計上しております。

○小島委員 ということは、多摩市の会計とは関係ないですよ。

○坂本国保担当 一般会計とは違います。

○小島委員 それで、合計幾ら入るんですか。一番右の下のが合計ですか。

○松下保険年金課長 歳入の、表の右側の12月補正というところがあるかと思うんですけども……。

○小島委員 ああ、はい。

○松下保険年金課長 そちらをずっと下においていただきますと、網がけになったところがございます。こちら、4億7,413万7,000円、こちらが12月の補正で国保特別会計に繰り入れた歳入という形になります。

○小島委員 12月分だけ？

○松下保険年金課長 そうですね、はい。

○小島委員 わかりました。

○下井会長 どうもありがとうございます。ほかにご質問等はございますでしょうか。

お願いします。

○小島委員 これを、予算だからこれからどうしようかということですよ。

○松下保険年金課長 そうですね、12月補正で計上させていただいて、議会では承認を得ているという。それで今後こちらの予算で平成30年度の執行をかけていくという形になります。

○小島委員 議会でもう承認得ているわけね。

○松下保険年金課長　そうです。

○小島委員　いいです。

○下井会長　ありがとうございます。ほかにご質問等ございますでしょうか。

それでは、次に諮問事項のほうに移りたいと思います。多摩市国民健康保険の保険税率等の見直しということで、答申案を中心に答申をつくっていくということになるんですけども、これに関する事務局の説明ということで、お願いしてもよろしいでしょうか。

お願いいたします。

○伊野保険税担当　では私のほうから、資料4から資料7まで、4、5、6、7の説明を、すみません、説明のほうは着席にて行います。

初めに、資料4です。平成31年度国民健康保険納付金、標準保険料率等算定結果、ホチキスどめ3枚の横になっているものです。

まず、1ページ目の概要のところを説明します。こちらにつきましては、東京都から1月10日に確定係数に基づく納付金、標準保険料率が示されました。それで今回の31年度本算定と、この前の仮算定、あと昨年度、30年度の本算定結果を比較した表になっております。

初めに、左側に1人当たり納付金額がございます。その合計を見てください。多摩市は15万5,130円、東京都平均、右側、17万2,947円となっております。こちらは30年度の本算定と比較しますと、一番右側に対前年度比がございます。多摩市は2.5%増、東京都平均は2.2%増となっております。

また、仮算定から比較しますと、多摩市の本算定、4,618円の減額となっております。仮算定から減額となった大きな理由は、一番下に米印が幾つかあるかと思ひます、その5番目です。5番目の3行目、介護分の納付金はというところなんです。こちら、仮係数算定時の加入者数を見直したことによりまして、1人当たりの納付金額がおおよそ3,500円の減額となっております。こちらにつきましては、東京都全体でもおおよそ3,700円の減額となっております。そういったところで下がっております。

また、医療分につきましては、東京都が1人当たりの給付費を推計するんですけど、その見込み額が下がったことによって、おおよそ1,200円の減額となっております。多摩市の1人当たり納付金額医療分、多摩市、本算定9万1,494円、仮算定9万2,698円のところでございます。

次に、1人当たりの保険料額です。こちらは31年度の本算定の多摩市の合計額は13

万3,837円、東京都平均は15万710円となっております。対前年度比、一番右側です。多摩市は0.0%。若干の減額となっております。東京都平均は1.2%の増額となっております。

また、こちらの1人当たり保険料額、多摩市の仮算定額のところを見てください。合計額です。14万1,877円。これと本算定ではおよそ8,000円の減額となっております。

これは、先ほど納付金の要因を説明しましたが、その要因に加えまして、本日配付した資料4の補足、A4の紙の縦1枚で、医療分の1人当たり保険料額及び標準保険料率が仮算定と比較して減少した理由というところ、資料4の補足です。本日配付したものです。医療分の1人当たり保険料額、31年度の本算定、7万7,071円、仮算定が8万1,690円で、4,619円、5.7%減少しております。

その大きな理由は、次のとおりでございます。第2期多摩市国民健康保険の運営に関する指針において、保険事業費から国及び都の補助金を差し引いた金額については、解消すべき赤字額から除外しております。下のほうに表で運営に関する指針の36ページ、表31の抜粋を示しております。解消すべき赤字額の見通し。例えば平成30年度その他繰入（赤字繰入）のところは、10億6,606万2,000円。うち解消すべき赤字額9億1,628万3,000円となっております。

こちらについては、保険事業費がありますけど、そこから国及び都の補助金を差し引いた金額については解消すべき赤字額に入れ込んでおりませんので、つまりは被保険者から保険事業費の負担は求めないこととしまして、本算定では1人当たり保険料額及び標準保険料率に含めないことにしました。仮算定時は運営指針がまだ決定していなかったことにより、1人当たり保険料額及び標準保険料率に含めておりましたが、そこを除外したことによって、1人当たり保険料額、およそ3,500円の減額となったというところになります。そういったところで、多摩市の場合には本算定の1人当たり保険料額が13万3,837円、合計額でなったというところなんです。

また資料4のほうに戻ってください。次に、標準保険料率でございます。こちらは1人当たり保険料額に合わせて、多摩市の標準保険料率が決まるものですが、合計のところを見ていただければと思います。合計の所得割率、多摩市の本算定10.44%、均等割額はその下の6万3,359円、それとこちらは対前年度比、一番右側のところを見ていただくと、所得割率はマイナス1.2%、均等割額は0.0%。若干の増額というところになっ



ております。

次に、2ページ、この次のページをご覧ください。こちらは詳細結果です。こちらは総額になっております。激変緩和前の納付金額の合計額、31年度本算定の多摩市、47億円余り、東京都の合計額は4,465億円余りとなっております。これを30年度の本算定と比較しますと、一番右側の対前年度比、多摩市はマイナス1.7%、東京都はマイナス2.8%になっております。こちら、被保険者数の減少率が1人当たりの納付金額の増加率よりも大きいことによって、全体の総額では30年度の本算定と比べて減額になっております。

次に、激変緩和です。激変緩和の31年度本算定、多摩市は2億600万円余り。こちらにも納付金額から減額することになります。東京都全体ではおよそ49億円の減額になります。こちら、激変緩和につきましては、35年度までに段階的に減額になるような仕組みになっております。そうしたところで30年度に比べて10%以上のマイナスになっております。

都の財政支援、こちらにも30年度と同様の考え方で計算しております。こちらにつきましても、激変緩和と同様に30年度から減額になっております。あとその次に、年度間調整、これにつきましては仮算定と特に大きな変更はございませんでした。

その下が納付金額の激変緩和等後です。多摩市は44億9,400万円余り、東京都全体では4,388億円余りです。対前年度比、一番右側です。多摩市はマイナス1.4%、東京都はマイナス3.0%になっております。多摩市が東京都より減額幅が低いという、その要因の1つが、1ページのほうに戻っていただければと思います。1ページの下に米印がありますけど、その米印の5番目の上2行です。29年度の前期高齢者交付金の精算により、30年度よりおよそ6,600万円多く追加納付する必要があるためとあります。もし差額精算が30年度とほぼ同額であったならば、東京都全体と同じぐらいの率になったかと思えます。この納付金額の激変緩和等後の多摩市の対前年度比です。

また2ページのほうにお進みください。一番下の段が、付加すべき保険料必要額になります。多摩市は38億6,300万円余り、東京都は3,823億円余りになります。こちら、対前年度比がやはりマイナス10%前後になっております。これは納付金総額の減額及び被保険者数の減少によって、30年度の本算定と比較して大きく減額になっております。

3ページ目、参考の被保険者数等でございます。これは仮算定とはほとんど変化がござ

いませんので、説明のほうは省略させていただきます。

引き続き、資料5のモデルケースによる保険税（料）比較（確定係数）の、本日配付しました訂正版のほうをご覧ください。A3の縦のもので、こちらは、先週送付したものに、多摩市のところで31年度、1,000円減額の減案という形で列を追加してあります。後で基金のほうで詳しく説明しますが、多摩市のところに30年度と31年度諮問案、あと31年度1,000円減案、あと標準保険料率、各税率が一番上のところで示されております。

今回、事務局として提案しているところが、医療分の均等割につきまして、31年度諮問案、2万7,500円となっておりますけど、2万6,500円に減額した形で事務局のほうで提案をさせていただいているものです。これが前回の運営協議会におきまして、3%にする、それで残り1%分を基金から補填するというような説明をしましたが、具体的な率としては、医療分の均等割を1,000円下げるというところで具体的な率を提案させていただいたものになります。

ケース1のところを見てください。ケース1の31年度の諮問案の保険税額、26万1,600円。その右側、31年度1,000円減案、これが25万8,600円になります。こちらを30年度と比較しますと、2.8%の増になります。それから、ケース1の場合は3人世帯になっておりますので、均等割1,000円減ということは、1人当たり1,000円減額になりますので、3人世帯の場合は3,000円の減という形になります。また、標準保険料率につきましては、この確定しました標準保険料率に基づきまして、このケース1の場合は32万8,200円。30年度で比較しますと30.4%の増となっております。

次に、ケース2です。ケース2は均等割の5割軽減の該当世帯になります。31年度の1,000円減案ですと2万100円で、諮問案は2万600円。500円の減額になります。5割軽減世帯につきましては、もともと半額の5割軽減されますので、1人当たり1,000円均等割を減額すると、実際にはこの該当世帯の場合は1人当たり500円の減額になるわけです。

ケース3とケース4を飛ばしまして、一番下のケース5をご覧ください。これは7割軽減の該当世帯になります。こちら31年度1,000円減案は1万1,200円、諮問案では1万1,500円です、こちらは7割軽減ですので、実際の保険税額の減額としては300円。3割分の300円になるわけです。

あと、こちらのケース2は、2割軽減の該当世帯はございませんけど、2割軽減の場合には諮問案より1人当たり800円の減額となります。

引き続き、今度は資料6のほうをご覧ください。所得段階別多摩市国民健康保険税概算額一覧（諮問案に均等割1,000円減）というものです。こちらは同じような資料を11月に配付しました。そこの11月のところの変更案を、医療分均等割を2万6,500円として、税額を再計算したものでございます。11月に配付した資料がちょっとなくてわかりにくいかと思いますが、均等割の軽減のない世帯では、1人当たり1,000円、7割均等割軽減世帯は300円、5割軽減世帯500円、2割軽減世帯は800円の減額となっております。

あと、裏面のほうをご覧ください。こちらは3人世帯、4人世帯になっておりまして、それぞれの1,000万円の所得のランクを見ていただければと思います。この1,000万円のランクのところにつきましては、31年度の税制改正予定、課税限度額の変更が、医療分につきまして現行58万円が61万円になります。その61万円とした場合の、こちらは1,000万円の31年度の税額になります。ですので、4人世帯の1,000万円のところを見ていただいて、介護分該当者、40歳から64歳の人数の0人の31年度の案ですと80万円。今現在、30年度は最高77万円なんですけど、31年度は最高限度額が80万円になります。あと介護分該当者が1人でもいると、今度2人のところを見てください。2人の30年度の最高限度額は93万円ですけど、31年度は96万円になります。というところになります。

最後に、資料7をご覧ください。A3横の国民健康保険税率の見直し（概要）でございます。こちらにつきましては、12月に同様のものを配付しましたので、今日は変更点のところだけを述べさせていただきます。

まず左の上に、②多摩市の納付金と標準保険料率（本算定）とございます。12月のときには、これは仮算定の数字が入っていました。今回、本算定が出ましたので、この仮算定を本算定に修正しております。この数字自体は、先ほどの資料4に出ていました数字をそのままこちらのほうに転記しております。

次に、右側の一番下の枠です。⑪高額所得者は課税限度額により税額が上がらず不公平ではというところなんです。こちらにつきましては、本文の2行目、3.2%から3.9%程度というところの文言を追記しております。

次に、⑫です。下のほうの大きい横の枠、⑫31年度保険税率改定の方向性の一番下の

丸の右側に矢印があって、矢印以降のところを追記しております。31年度変更案の医療分均等割を1,000円引き下げ、減額分を基金から充てる。32年度以降は31年度引き下げの波及減額分を基金から充てることでどうかということなのです。基金の活用については後ほど説明させていただきますけど、こういったところで事務局から提案をしているところがございます。

最後に、その⑫の右横に小さい枠、⑬東京26市の改定状況です。こちらは12月末現在に訂正しました。12月末現在、改定予定は12市、平均改定率は4.2%になっております。

資料4から7までの説明は以上でございます。

○松下保険年金課長 続きまして、本日お配りさせていただきました資料8をご覧くださいと思います。

前回の協議会の中で、口頭ではご説明させていただいたんですけども、改めまして国保財政運営基金の活用についてということでご説明をさせていただきたいと思います。

国保財政運営基金の積み立ての目的でございますが、平成30年度に国保財政運営基金に積み立てた3億1,374万8,000円のうち、1億9,400万円については、今後の保険税率改定に当たり被保険者の負担軽減を目的に活用していきます。

基金は以下の考え方にに基づき、有効に活用していく。①被保険者負担軽減分1億9,400万円は、第2期国保運営指針期間中の平成35年度までに取り崩す。②第2期国保運営指針で原則対前年度4%としている改定率調整に活用する。③基金を活用し、第2期国保運営指針に示す各年度その他繰入（赤字繰入）額を維持する。④全ての所得階層に有効に基金を活用するために、変更案の医療分均等割額を1,000円引き下げるということにしております。

前回の協議の中で、この1億9,400万円、1人当たり5,000円程度ということで、5年間に直すと年間1人1,000円というような形になりますが、事務局のほうでも保険税率、所得割率、そちらで1%を調整した場合というような試算もさせていただいたんですけども、所得割率で1%調整してしまうと、低所得者の方へその基金を活用するメリットがなかなか当たらない。高額所得者の方にはかなり恩恵があるんですけども、低所得者には恩恵が受けられないという部分で、今回、医療分の均等割1,000円というような形で提案をさせていただいております。

先ほどご説明させていただきましたけども、資料5の訂正版をご覧くださいと思います。

ます。先ほども説明させていただきましたが、ケース1の総所得金額192万円で3人世帯。こちらですと、諮問案が26万1,600円、均等割を1,000円減額することによって、25万8,600円。3人世帯なのでちょうど3,000円の減というような形になっております。

また、ケース4、こちらは総所得金額80万円で、お2人の世帯。所得的にこちらは均等割が5割軽減がかかっている世帯のモデルになりますが、平成31年度諮問案が7万1,200円に対して、1,000円減額案ですと7万200円。1,000円減というような形で、ちょうど5割軽減ということなので、お1人500円、お2人で1,000円というような形で、均等割を1,000円引き下げることによって、全ての所得階層の方に基金取り崩しの恩恵が受けられるのではということで今回、均等割の1,000円減という形を提案させていただいております。

資料8にお戻りいただきまして、3ですね。こちらは基金繰り入れの見込み額という形になっております。来年度3,368万4,000円を4%から3%に引き下げる、原資に取り崩した場合、平成32年度から平成35年度は、その1%引き下げた減額波及分を基金のほうから取り崩すというような形になっております。そうしますと、5年間でトータル1億8,245万円、基金を活用するというような形になっております。

基金の活用については、以上になります。

○下井会長 どうもありがとうございます。それでは、前回までの審議のポイントをちょっと整理しておきますと、この保険税率等の改定については、前回、国保運営指針に定めた原則対前年4%増として、これは諮問にもあったんですけども、改定案での改定とするというふうに前回、審議しました。その上で今回、事務局からご説明いただいた算定結果、基金の活用についてご審議いただくということでよろしいでしょうか。

それで、これは答申案、最後に今日、机上配付についておりますけれども、これをベースにして、この裏面に付帯意見がついておりますけれども、これは後ほどそれぞれの委員、大井委員から始まって、この付帯意見に付すべき内容、あるいはご意見なんかも一人ずつご意見賜りたいと思っておりますので、お考えをまとめておいていただけたらと思います。それを踏まえて、質問あるいは意見をお願いできないでしょうか。

○川又委員 今回の説明の中での質問でもよろしいですか。

○下井会長 はい、お願いします。

○川又委員 資料4の欄外の米印で4つ目に……、5つ目か、要は前期高齢者の交付金の

精算により納付額が増えたということでありまして、これは29年度に、健保の場合は2年前の精算、概算で払ったものを精算して、増えるか減るかってやるんですけども、29年度概算で払ったものよりも例えば医療費が多かったとか、そういう理由で納付金が増えたということですか。

29年度、基本的に概算で払いますよね。

○松下保険年金課長 そうですね。

○川又委員 概算で払っておいて、2年後に確定数値に基づいて精算して、追加納付するのか減額されるかという考え方と同じだと考えてよろしいですね。

○伊野保険税担当 国保の場合ですと前期高齢者の方が多いので、払うよりももらうほうがかかなり大きな金額です。多摩市の場合、29年度だと50億円ぐらいもらっております。それで結局はその50億円がもらい過ぎだったので、それを今度、31年度に返す。

○川又委員 もらい過ぎだったという理由は、医療費が高かったということですか。29年度の。

○伊野保険税担当 もらい過ぎたというのは、概算払いのときに人数割りするんですけど、その人数が多目に、今はもう前期高齢者の方って徐々に少なくなっているんですけど、その概算のときに、少なくなる前の人数での積算によります。

○川又委員 医療費ではなく、加入率を高く見積もっていたということですか。

○伊野保険税担当 はい。

○川又委員 わかりました。それで確定したら少なかったんで、多く払ったので返してくれという？

○伊野保険税担当 そうです。

○川又委員 わかりました。

○下井会長 ほかに、先ほどのご説明の質問でも構いません。

お願いします。

○小島委員 資料4なんですけど、31年度国民健康保険云々と書いてあって、納付金と書いてありますね。それでその下に東京都からというので、この納付金というのは、東京都からもらったというお金ですか。

○松下保険年金課長 東京都に支払う金額になります。

○小島委員 あっ、向こうに支払う？ 何で東京都に支払うんですか。

○松下保険年金課長 今回の制度改正によりまして、今までは保険給付費、被保険者の方

が医療機関にかかられて、3割を窓口負担していた残り7割を、保険者、多摩市が医療機関に支払っていたんですけれども、今回の制度改革によりまして、その保険給付費は東京都が全額支払うという形になっています。そのかわりに、各区市町村が東京都に対して国保事業費納付金というものを東京都に納付するという形になったと。

○小島委員 ややこしいですね。東京都からほんとうは来ているんですよね、お金がね。何というんだろう、今まで国からもらっているお金を東京都から何割か多摩市に入っているじゃないですか。それとは関係なく、こういうふうにするわけですね。

○松下保険年金課長 そうですね。今回の制度改革で、そのお金の流れの部分についてはかなり変わったという形になります。

○小島委員 1人当たり、多摩市が一番上の31年度は9万1,494円を東京都に納付しているというわけですね、早い話が。

○松下保険年金課長 そうですね。1人当たり納付金額の合計額ですね。

○小島委員 ああ、合計額ね。

○松下保険年金課長 はい。15万5,130円。

○小島委員 わかりました。そういうことですね。

これを向こうからもらうのかと思ったら違うんですね。

○松下保険年金課長 そうです。

○小島委員 わかりました。ありがとうございます。

○下井会長 お願いします。

○津布久委員 確認ですけど、一昨年の方申で4%という一応、皆さんの同意を得てやったわけですが、この均等割で大体1人1,000円ぐらいのものを引き下げると、その4%というのが結果的に何%ぐらいになるものなんですか。例えば3.5だとか3.7幾つとか。4%のつもりが、それが幾つになったという試算ができるんですか。

○松下保険年金課長 3%になります。

○津布久委員 3%になりますか。

○松下保険年金課長 はい。

○津布久委員 ああ、はい。

それとあと、これは均等割ですから、基本的には被保険者の全員ということなんですか。そうじゃなくて、全然その1,000円という数字が引き下げに当たらない人もいるの？

○松下保険年金課長 いや、均等割になるので、被保険者全員の負担ですね。

○津布久委員 全員ですよ。そういう意味では平等だということですね。

○松下保険年金課長 はい。

○津布久委員 金額的にはね。はい、わかりました。ありがとうございます。

○下井会長 お願いします。

○小島委員 資料8ですけど、基金ですけど、これは平成35年度にはもう全部なくなっちゃうということですね。

○松下保険年金課長 そうですね、1億9,400万円の今、積み立てがありますので、1,200弱を残して基金は使う予定です。

○下井会長 ありがとうございます。ほかにありますか。

ちょっと確認なんですけど、さっき津布久委員からご質問あったその3%というのは、例えば資料6で見ると、1人世帯、2人世帯、裏面が3人、4人とありますけれども、ここで介護分該当者が0人とか1人とか2人とかとあって、増加率って出ていますよね。これの全体の平均が、3%になるということによろしいんですか。

○松下保険年金課長 そうなりますね、はい。

○下井会長 なるほど。ありがとうございます。

ほかにご質問、あるいはご意見ございますでしょうか。お願いします。

○菱田委員 ここの表のあれとは関係ないんですけども、今回、大腸検査をしたんですよ。高額医療というのかな、それで還付金が出ますと出てきて、基本的には単純にはうれいから、ああ、返ってくるんだぐらいに思ったんですけども、ああいう金額というのは全部同じなんですか。多摩市も何市も全部。

○松下保険年金課長 そうですね。

○菱田委員 そうなのは決まっているんですか。

○松下保険年金課長 はい、決まっております。

○菱田委員 何か得したような気分かどうかわからないんですけども、えっ、こんなの出しちゃうともっとそういう保険のお金ってかかる。だから、えっ、もっとこんなの出して……、こちらとしては単純にそのくらい、1万幾らかかっても当然だと、自分の健康のほうにかかってくるから、そういう気持ちで受けて、え？ 返ってくる？ ああ、それはうれいんだけど、でもそういうのに全部配っていたら、その保険金額ってどんどん使われていくのかな、何かそんなような印象を1つ受けたんですけども、そういうのというのは全然改定とかない、やっぱりそれはどこも同じ、何千円以上は高額医療という形で返すと



いう形になるわけですか。

○松下保険年金課長 ベースは法律で定めてありますので、そこはどこの市区町村も同じになります。それで、改定も都度、行われておりまして、今年度、高額医療費の見直しはされております。

○菱田委員 ただ何かすごく返ってきてうれしい反面、こうやって全部にそうやって返していたら、お金ってどんどんまた足らなくなっていくみたいな、そういうような印象を受けたものですから、そういうのって、確かに自分が受けたことに対する……、勤めているころもそういう補助金が出ると、ああ、受けていこうかみたいなそういう、今回はそういう補助金だとかそういうのは関係なく、基本的には自分の体のことだからそういう検査を受けたんですけども、それに対して返ってくると、うーん、でもこういうのがあちこちでも全部返っていくとなると、金額的にはすごい額になっていっちゃうのかなというようなちょっとした疑問を持ったものですから。

○下井会長 どうもありがとうございます。

ほかにご意見。お願いいたします。

○常世田委員 ちょっとすみません、質問で、資料8の基金3億1,300万、支出しますよね。それで、資料3-②のところにも支出で、補正で今回、持ってきますよね。3億1,300万、国保の特別会計から行きますよと。それで、これの3億1,300万のももとの原資というのは、資料3-①のところでは、この繰入金で4億7,000万円持ってきて、そこからまたそのうち3億円を持っていったと、こういう流れでいいんですって。

○松下保険年金課長 そうですね、はい。

○常世田委員 それで、これでいうと資料3-①の4億7,000万のももとの原資というのは積み立てちゃったんですって。それとも……。

○松下保険年金課長 前年度からの繰越金で。

○常世田委員 前年度の余裕金の繰越金を4億7,000万円、まず一回ここに持ってきて、そこから3億円は基金のほうにまたこの勘定とは別のところに積み立てます、こういう流れでいいんですよね。

○松下保険年金課長 そうですね。

○常世田委員 だから基金といっても前年度の特別会計の余りが積立金になりますという、こういう話ですよね。ネットで考えると。

○松下保険年金課長 そうですね、はい。その中の内訳として、1億9,400万円はその

インセンティブでいただいた部分ということ。

○常世田委員　そうですね。だからネットで考えちゃうと、去年、特別勘定で4億円ぐらい余裕があったから、そのうち1億9,000万でしたっけ、を使いますよと、こういうことですね。

○松下保険年金課長　はい。

○常世田委員　相殺して考えるとね。出どころは、財布は一緒ですもんね。

○松下保険年金課長　はい。

○常世田委員　はい、すみません。

○下井会長　ありがとうございます。

　　お願いいたします。

○菱田委員　前回のときかな、朝三暮四なんて言っていて、簡単に、ああ、同じなのかなという考えでずっといたんですけども、年寄りから見ると、やっぱり朝四、暮れ三のほうのはしたがない。そういう状況からすると、早目にある程度どんどん出してくれたほうが、年寄りからするとやっぱりいいのかなというような印象を受けまして、何か単純に昔の若いころだったら、朝四、暮れ三は、ああ、同じなんだみたいな、そういう印象で受けていたんですけども、もう自分の明日がないみたいな、また来年があるのかなみたいな、そういうふうにだんだんなってくると、できるだけ早いうちにとというか、そのときにやっぱりある程度、資金ってそういうところに使っていた方がいいと思うんですけど、私たち年寄りからするといいのかなという。どのように行ったら、ああ、そのときはもう私もないんだみたいな形になっていくというようなことをちらっと考えたものですから。

○松下保険年金課長　そうですね。基金を有効に使うという部分では、31年度から取り崩しをして、35年度までに充てていくというのが一番有効に額的にも使えるかと考えておりますので、そのような形で今回ご提案をさせていただいているという形になります。

○下井会長　ありがとうございます。

　　ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。

　　お願いします。

○川又委員　確認なんですけれども、この諮問案の金額がありますね。これは法定外繰入を入れた額？　入れる前？

○松下保険年金課長　入れた額になります。

○川又委員　もう入れる前提で、これが要は額、料率ということですね。

○松下保険年金課長 はい、そうなります。

○川又委員 法定外繰入をもう事前に盛り込んだということですね。

○松下保険年金課長 はい。それで、その法定外を見込まないという率が、資料4の1枚目ですね。その標準保険料率、こちらの合計ですね。こちらの料率を使用すれば、法定外繰入は発生しないと。

○川又委員 これって例えば法定外繰入を入れるという前提でやっても議会はいいんですか。ちょっと私は素人でわからないんですが。

○松下保険年金課長 逆に議会は、法定外繰入を入れないと、急激に被保険者の負担が上がり過ぎるという形、そういうご意見をいただいております。

○川又委員 法定外繰入を入れるということ自体、議会で議決は必要ないんですか。

入れますよという議決をしてもらった後で、これだけ入れましたから、これだけの金額になりましたよとなるのかなと思っていたんですが。

○松下保険年金課長 予算、決算にしましても、法定外繰入を見込んだ形での総予算というのを議会に上程する。その中での質疑の中で、その法定外について質問されることもあります。

○川又委員 この中というのは、法定外繰入を入れますよという提案があって、入れた結果、こういう保険料ですよというのが2つ目にありますと。それを一括で承認してもらおうということ？

○松下保険年金課長 そうです。そうなります。

○川又委員 わかりました。

○下井会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

もしないということでしたら、この机上配付の一番最後にありました答申の案というもののなんですけれども、これで裏面に付帯意見がありますけれども、後で大井委員からちょっと一人ずつ、もし付帯意見、これを読み終わった後にご意見あればということで、お一人ずつ聞いていきますので、もしなければいけないということで構いませんので、この答申案をご覧ください。

答申案について、お願いいたします。

○松下保険年金課長 本日、机上配付させていただきましたので、一通り読ませていただくという形で、お願いします。

「多摩市国民健康保険の保険税率等の見直しについて（答申）。

本協議会は、平成30年11月22日付30多健保第1554号をもって市長から諮問のあった「多摩市国民健康保険の保険税率等の見直しについて」について、会議を平成30年11月22日、12月20日、平成31年1月17日に、計3回開催し審議を進めました。

諮問事項の審議の過程において、平成30年11月に決定した第2期多摩市国民健康保険の運営に関する指針（以下「多摩市運営指針」という。）に基づき保険税率の見直しを諮問したこと、多摩市国民健康保険を取り巻く状況、平成30年度から実施された国保制度改革に伴う国保事業費納付金及び標準保険料率、多摩市国民健康保険の運営状況の他に、多摩市国民健康保険財政運営基金の活用についても説明がありました。

説明によれば、東京都から示された平成31年度の1人当たり納付金は、平成30年度と比較して2.5%増、1人当たり保険料額は横ばいですが、標準保険料率と現行の保険税率とは大きく乖離しています。しかし、多摩市運営指針では、「標準保険料率を参考に保険税率を毎年見直す。改定率は、前年度比4%増を基本とする。」としています。諮問の変更案の税率で計算した保険料額は、ほとんどの所得階層で4%程度の増額とのことでした。

また、平成30年12月の補正予算が成立したことにより、平成29年度からの繰越金の内3億1,374万円を基金に積み立て、その内1億9,400万円は今後の被保険者への負担軽減を目的に平成35年度までに取り崩したいとのことでした。具体的には、平成31年度に変更案の医療分均等割を1,000円引き下げた減額分を、平成32年度以降は平成31年度以降引き下げの波及減額分を多摩市国民健康保険財政運営基金から充てたいとのことでした。

東京都が示した1人当たり国保事業費納付金が増額となり、国保事業費納付金の激変緩和額が今後も減少していく中では、被保険者に多摩市運営指針のとおり負担を求めることはやむを得ない状況と考えます。これらを踏まえ、「多摩市国民健康の保険税率等の見直しについて」について、下記のとおり答申します。ただし、多摩市国民健康保険財政運営基金を活用して、変更案の医療分均等割を1,000円下げることについては、他の意見と合わせて付帯意見とします。

なお、諮問事項の審議において、委員から提出された多摩市国民健康保険の運営に対する意見を付帯意見としてまとめましたので、今後の事業運営にあたり参考としてください。  
記。

1、保険税率等について。諮問のとおり、医療分所得割を5.27%に、同均等割を2万7,500円に、後期支援金分所得割を1.71%に、介護分所得割を1.52%に、同均等割を11,200円に改める。ただし、医療分均等割は付帯意見のとおりである。

2、実施時期について。上記の改定は、諮問のとおり、平成31年4月1日から実施する。

付帯意見。

今回の答申に当たり、次のことに取り組むことを要望します。

1、平成31年10月から消費税が8%から10%となることから、多摩市国民健康保険財政運営基金を活用して、変更案の医療分均等割を1,000円引き下げることが、被保険者への負担が緩和され法定外繰入金も増額しないことから実施することを求めます。

2、今後も被保険者の負担を減らすことができるよう、保険者努力支援制度などの補助金の獲得に努めてください。」、以上となっております。

こちら、内容についてご意見をいただきたいこと、それからまた、付帯意見につきましては、これまでの委員の皆さんの審議の中でのご意見ということで、今2点挙げておりますので、これ以外にまだ盛り込むべきものがありましたら、ご意見をいただければと考えております。

○下井会長 どうもありがとうございます。これは付帯意見の1の2行目ですけれども、「1,000円下げる」って、「引き」というのを入れておいたほうがいいんですね。「1,000円引き下げる」。

○松下保険年金課長 わかりました。

○下井会長 この答申案はとても大切なので、ちょっと時間をとりたいと思います。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

お願いします。

○常世田委員 ちょっと確認なんですけど、付帯意見の1番、これをぱっと見ると、大体の流れが理解できるんですが、1つだけ、1,000円の意味って何なんだと多分、聞かれると思うんですね。1,000円というのは何なのという。そうすると、付帯意見の1のところ、その流れでいくと、1,000円でも2,000円でもいいんだけど何で1,000円なのという話が出たときに、市長が議会に突っ込まれたときに、付帯意見の1を見ると、一人一人1,000円下げれば、入れれば、繰入金も特にバランスとれますよというふうに見えちゃうんですが、そういう認識でよろしいんですか。だから1,000円なんだと。1,

000円、2,000円いろいろあると思うんですけど、マクロで何で1,000円なのというときは、繰入金が増加しないことから実施することを求めと書いてありますから、それとのバランスで1,000円なんですよという認識でよろしいんですか。

○松下保険年金課長 そうですね。

○常世田委員 そういうことで？

○松下保険年金課長 はい。

○常世田委員 要は何で1,000円なのと言われたときの答弁の答えとしては。

○松下保険年金課長 はい。

○下井会長 ほかにございますでしょうか。

お願いいたします。

○菱田委員 消費税が8%から10%と書いてあるんですけど、何か選挙絡みで、場合によっては上げないんじゃないかみたいな、そうするとこういうところというのはまた変わってきちゃうんですか。ここに上げることからこういうふうにすると書いてあるんですけども、もしこれが8%でこのまま行く場合、選挙絡みのいろんな思惑の中で、そうするとこれは変わってきちゃうということなんですか。

○松下保険年金課長 いえ、今の段階ではそれは考えていません。

○菱田委員 1,000円引き下げるのはそのまま？

○松下保険年金課長 そうですね。こちらのほうで答申をいただいて、予定では3月議会に条例改正を上程する予定になっておりますので、そこで議決をいただいた場合には、もうこの基金を投入した3%、1,000円引き下げの案での条例改正になりますので、その後に消費税の動向が変わった場合でも、もうこちらのほうでの税率で行くという形になります。

○下井会長 この1行目、「となることもあり」とかというのはだめなんですか。その場合は引き上げなくても物価の上昇とかほかの要因であるかもしれないので。

○若林委員 よろしいですか。

○下井会長 お願いします。

○若林委員 これは、「消費税が8%から10%になることから」、ちょっと何行かは中略で、「1,000円下げる」と、消費税が上がるから1,000円下げる、これを単純に読むとそういうふうに読めちゃうんですけども、消費税が上がるということは、これは必要な文言なんですか。消費税が上がりとう上がるまいと1,000円下げますよと、そういう

姿勢だったんじゃないかとは思っているんですが。

○松下保険年金課長 この消費税というのは1つの要因にすぎないかと思imasので、消費税が上がるという要素も含めて、ここの表現についてはちょっと検討させていただければと思います。

○川又委員 1つを分けちゃったらどうですか。うちの健保でもそうですけれども、8%から10%に消費税が上がると医療費も上がるということで、要は医療費削減の努力をしようという話になるんですよ。ですから、これをひとつ、順番は別として、消費税が10%になることから、引き続き医療費削減に努力してもらいたいとかいうのを1項目設けて、2番目で多摩市国保の運営基金を活用してとすればいいんじゃないですか。

結局、診療報酬がまた上がりますから、診療報酬という報酬が上がりますから、結局、消費税が上がるとなると医療費が上がりますから、引き続き保険者として医療費削減の努力をしますよ、してくださいと言ったほうがいいんじゃないかなと。1項目起こして。それと2項目めで、多摩市国保の基金を活用して1,000円下げますよということと、最後は補助金の獲得を載せてもいいと思いますけど。

再来年は、消費税上がらなかつたら、1,000円要らないのかとなっちゃうから、別にしたほうがいいかもしれません。

○下井会長 ありがとうございます。そうですね、2つの文章にしたほうが。

ほかにご意見ございますでしょうか。お願いします。

○大井委員 付帯意見の一番下のところ、「保険者努力支援制度などの補助金の獲得に努めてください」とあるんですけれども、保険者努力というのはあれですよ、医療費が削減されるような努力だとか、あるいは保険料の収納率を上げるような努力だとか、そういうものが入るわけですよ。

○松下保険年金課長 はい。

○大井委員 補助金の獲得に努めるというよりは、市民の健康に資すると。例えば今、糖尿病対策とかやっておられると思うんですけれども、糖尿病対策を進めれば医療費が減ると同時に市民の健康にも資するということになると思うんですよ。

そういう意味で、何か補助金の獲得に努めるというよりは、この制度の補助金というよりは、健康政策というような意味での市民の健康を図ると同時に医療費の削減につながるような努力というふうな表現のほうがいいんじゃないかなという気はするんですけど、どうでしょうか。

○松下保険年金課長 そうすると、こちらのほうはもう「補助金獲得」という文言は消したほうがよろしいでしょうか。

○常世田委員 僕もそう思う。

○松下保険年金課長 はい。そうしましたら、被保険者の健康に資する取り組みを進めると。

○大井委員 そうですね、ええ。

○常世田委員 市長に取りにいつてお金持ってこいと言っているようなものですから、それはちょっと。

○松下保険年金課長 はい。

○常世田委員 今おっしゃったのが僕も。保険者機能ですから。

○松下保険年金課長 はい。

○下井会長 ほかにございますでしょうか。

お願いします。

○小島委員 今のはどうしたんですか。削減するんですか。削除するとかですか。

○松下保険年金課長 そうですね。「補助金の獲得」というのは削除させていただきます。

○大井委員 表現を工夫していただければいいと思います。

○松下保険年金課長 そうですね。今おっしゃっていただいたような形で。はい。

○下井会長 ほかにございますでしょうか。

○津布久委員 あと、すみません。

○下井会長 お願いします。

○津布久委員 ここに書くことかどうかは判断いただきたいと思うんですけど、去年、課税通知をいただくときに、やっぱり一人ずつの文章で非常に丁寧なアップの理由が書いてあったし、4%アップ、こういう理由でというのがあったと思います。

それがまた翌年度、変わるわけですので、議会だとかいろんな広報の周知文もそうですけども、この趣旨を、負担軽減があるんだということは十分周知しながらご通知いただきたいなと思っていますので、その辺はよろしくお願いします。

○松下保険年金課長 はい。

○下井会長 一応これ、全員ご意見いただきたいと思っているんですけども、大井委員、小島委員、津布久委員はほかにはございますでしょうか。

○大井委員 今あれですか、意見を言う段階ですか、今。



○下井会長 意見で。もしなければ一人ずつお伺いしようかと思っているんですけど、一人ずつお伺いしてもいいですか。

大井委員から、もしつけ加えることがあればお願いします。

○大井委員 基本的にはこの答申案でいいんじゃないかなと思います。4%上げるというのは、既に方針が決まっていることでありますし、先ほどから意見が出ているように、医療費は安いほうがいい、それから保険料も安いほうがいいに決まっているんですけども、それを安くするという事は、やっぱり誰かが負担しなきゃいけないわけですから、やはり指針にある4%というのはやむを得ないことかなと思います。

その指針を検討するときに、財政運営基金の話はまだなかったわけで、そこからまた1,000円引き下げが可能ということは、市民の負担はそれだけ減るということですので、このぐらいの引き上げであるならばやむを得ないんじゃないかなと考えます。

以上です。

○下井会長 ありがとうございます。

小島委員、お願いいたします。

○小島委員 異議ありません。

1つだけお願いは、やっぱり2025年問題が大変ですので、だからあと2025年過ぎれば、20年か30年たてばまた、前も言いましたけど、老人が減るといって、そこまで皆さんに頑張ってもらって、今これから一番大変なときですので、ご苦勞をかけますけどよろしくお願いいたします。

○下井会長 ありがとうございます。

津布久委員はいかがでしょうか。

○津布久委員 付帯意見とは言えないかもしれませんが、一応、主体経営が東京都のほうに移ったということで、昨年、10億でしたっけ、操出金を何とか軽減できないかということで皆さんと議論して、4%アップはやむを得ないだろうということで決まったわけですので、先ほど来、説明があるように、基金が1億9,000万、負担軽減という意味で使われるということで、しかも全員被保険者で、先ほど伺ったら平等に受けるという結果なので、これを賛成しない理由にはならないと思いますし、ただ、去年決めたことの周知が頭に残っている人がいっぱい周りにもいますので、そういう方への説明を十分に、先ほど広報、チラシ、あるいは課税通知の中でしていただければ一番いいかなと思っています。

以上です。

○下井会長 どうもありがとうございます。

菱田委員、ございますか。

○菱田委員 特には。

○下井会長 ありがとうございます。

常世田委員は？

○常世田委員 私も特に。

○下井会長 川又委員。

○川又委員 先ほどの付帯意見の修正をしていただければ。

○下井会長 ありがとうございます。

山田委員はいかがでしょうか。

○山田委員 本日の協議の内容を踏まえて、こちらの内容でよろしいかと思えます。

○下井会長 ありがとうございます。

若林先生。

○若林委員 さっき申し上げたことなんですけども、ちょっとその付帯意見の1が読みにくいとか、意味が通じにくいと。なぜなのかといたら、「ことから」というのが2つ出てきて、「こと」というのが4カ所にも出てきて、ちょっと読みにくいなど。

それで、最初の行ですけど、「多摩市国民健康保険財政運営基金を活用して」で「、」になっていくんですけども、これは当然、動詞が入っているから点を打たれたんだと思うんですけども、例えばここで「運営基金の活用により変更案の医療分均等割を1,000円下げることは」ぐらいにして点をとっちゃったりすると、またほんの少しですけど読みやすくなるんじゃないかと、そんなふうにもちょっと考えました。

それから、「1,000円下げることは」に続くのは、次の行の「実施すること」になるんですね。「1,000円下げることは」、「実施すること」というふうが続くんですね、この文章。でしたら「実施する」の「実」の前に点を打つとか、そうしたらほんの少し、微々たるものですけど読みやすくなるかなと、そんなふうを考えました。

以上です。

○松下保険年金課長 はい。

○下井会長 どうもありがとうございます。

窪山先生。

○窪山職務代行 換骨奪胎みたいな話になっちゃうんですけど、文章の最初のイントロが

ちょっと長いので、もう少し短くできるんじゃないか。文体の構造ですね。説明のところですね。例えば1番、2番、3番目の段落のところは、もうちょっとシンプルにできるんじゃないかなろうかと思っています。

それで、ここで問題なのは、3億何千万という基金のもとという話が新しい話なので、そのあたりをPRするために、先ほど意見、津布久委員からいただいたような、あのことをもう少しわかりやすく書かなければ、何で基金とか、それと「予算が成立したことにより」というのは、確定はそうなんですけれども、何といたしますか、なぜ基金ができたかというのを書かないと、ちょっとわかりにくいんじゃないかなと思うんですね。

あと、何々とのことでしたというのは、我々としてはそうなんですけど、言葉としては何か他人行儀なというので、てにをははちょっと変えてもらいたいなというような気がございます。

それで、最後にご意見いただいた付帯意見のところも、消費税のことなんですけど、それはその第1番から落としていただいて、先ほど意見いただいたようなことを別にする。それと、ここで健康施策とかキャンペーンが張られていますよね。「健やかで幸せ」と。ああいうような活動をされているような健康施策をさらに進めてくださいというようなメッセージも入れていただくと、何かいいような気がして、ちょっと余計ですけど、そう思いました。

○下井会長 どうもありがとうございます。

事務局のほうから何か今までの話でお答えになることはありますでしょうか。

○松下保険年金課長 今いただきましたご意見につきまして、事務局でも再度、修正をさせていただきますと思います。そちらの修正につきましては、下井会長と窪山代行のほうに一任をさせていただければと思うんですけれども、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○松下保険年金課長 ありがとうございます。

○下井会長 どうもありがとうございます。

それでは、今後の予定ということになるかと思えますけれども、事務局、お願いいたします。

○松下保険年金課長 次回の運営協議会の日程でございますが、2月21日木曜日、また1時半からお願いできればと思います。

それからもう一点、こっちは毎年、開催させていただいているんですけども、多摩南地

区の運営会長会の講演会というのを開催させていただいております。昨年は多摩市で開催させていただいたんですが、ことしにつきましては稲城市のほうで2月12日の火曜日、1時半から開催されるということで、内容につきましてはまだ詳細は来ていないんですけども、稲城市立病院の健診センター長の課長による講演というようなことが今、予定されているそうです。それで、2月12日、ご参加いただける方、今わかれば。

○津布久委員 はい。

○大井委員 その講演会の内容は、何かお知らせいただけるんですか。

○松下保険年金課長 そうですね、詳しい内容につきましては後日、稲城のほうから参りますので、通知はさせていただきます。

○大井委員 多分、大丈夫だと思います。

○松下保険年金課長 ありがとうございます。

○下井会長 次回の2月21日木曜日、午後1時半ですけれども、特に議題とかというのは。

○松下保険年金課長 前回の協議会の中で説明させていただきました、平成31年度の税制改正の予定、こちらにつきまして諮問をさせていただければと思っております。

○下井会長 わかりました。ありがとうございます。

ほかに何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。

どうもありがとうございました。

午後2時49分 閉会

---

上記議事録は事実と相違ないことを認めここに署名する。

多摩市国民健康保険運営協議会 会 長

委 員

委 員